

令和 6 年度 渋滞対策施策検討等業務委託 仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適 用

1. 本仕様書は、「令和 6 年度 渋滞対策施策検討等業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。
2. 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」（熊本市令和 6 年 10 月）（以下、共通仕様書）等業務に関する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。

第 2 条 打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

また、打ち合わせを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- 1) 業務着手時 1 回
- 2) 中間打合せ 1 回
- 3) 成果品納入時 1 回

第 3 条 成果品の検査と納品

業務の完了に際し、本市による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果内容に誤記・違算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

第 4 条 守秘義務

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第 5 条 成果品及び電子納品

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）に基づいて作成することとする。
3. 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）で 2 部、印刷製本した成果品を 1 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により 2 部とする。

4. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
5. 成果品の提出場所は、熊本市都市建設局交通企画課とする。

第6条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受注者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第7条 保険加入

受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第8条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者協力のもと取り組むものとする。

第2章 業務内容

第9条 目的

本業務は、熊本市の都市交通における課題である「道路交通の渋滞」と「公共交通分担率の減少」の解決に向け、都市交通の最適化（ベストミックス）を実現する為に、優先検討方面の1つである「長嶺方面」におけるバスの走行環境の改善や公共交通の利用促進に向けた取組を検討するとともに、各取組の実現性や効果及び各種課題等について精査を行う業務である。

業務内容は、バス走行環境や利用環境の整理と課題の分析、ボトルネック交差点における交差点改良の検討、バスレーンの段階的整備の検討、C&R やシェアサイクルによるバスアクセス強化の検討、各施策の組み合わせの検討、社会実証実験の検討、関係機関との協議資料作成とする。

第10条 計画準備

本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画し業務計画書を作成する。

第11条 バス走行環境や利用環境の整理と課題の分析

交通量調査結果（※1）や路線バスに係る既往データやバスロケデータ、ICカードデータ等を基に、現状のバス走行環境や利用環境（速達性、定時性、運行本数、輸送力、運賃）を整理する。また、走行環境改善に向けた課題の整理・分析を行う。

※1 基礎調査結果として別途貸与する

第12条 ボトルネック交差点における交差点改良

（1） 施策内容の検討

ボトルネックとなる各交差点において、既存交通量データや道路状況を踏まえ、バス走行環境改善に資する改良策を検討する。検討にあたっては、他都市や諸外国の施策事例も参考にしながらおこない、資料のとりまとめをおこなう。

（2） 施策効果や実現性、課題等の分析・整理

（1）で検討した施策に対して、バスの定時性や速達性及び利便性の向上に与える効果を定量的に評価するとともに、施策の実現に向けた課題の整理・分析等も行う。

尚、渋滞対策（ベストミックス）施策立案等業務委託（令和4年10月20日～令和6年1月31日）（※2）において、道路・公共交通の状況整理及び渋滞原因分析、施策検討や転換効果分析などを行っていることから、必要に応じて参照し整理を行うこと。

また、上記業務委託の成果品については貸与をおこなうもの。

※2 渋滞対策（ベストミックス）施策立案等業務委託 業務概要

・道路及び公共交通関連データベース整理

「道路交通」は民間プローブデータや道路交通センサスデータ等を用いて、速度状況や渋滞の度合いを、「公共交通」は運行本数やバスロケデータから集計した所要時間等の運行サービス状況等の利用特性を、基幹公共交通軸（８方面）毎にそれぞれ整理。

- ・課題方面及び施策検討ターゲットの抽出

整理したデータベースを基に、ボトルネックと想定される箇所を抽出することで道路交通における課題方面の整理をすることに加え、公共交通サービスの利用バランス等を勘案することで、公共交通における課題方面も整理し、施策検討ターゲットとする方面を抽出（「長嶺方面」および「益城・空港方面」）

- ・ターゲット方面における施策検討

各方面における道路や公共交通における特徴などから、公共交通の転換を目的とした施策展開（ハードおよびソフト）を検討。

長嶺方面においては、バス専用レーンによる基幹強化策やP&R、C&R等による利用促進策などを整理。

- ・転換効果分析

実行データであるパーソントリップ調査及び、選好意識データであるニーズ調査（ターゲット方面沿線の住民対象）の結果を用いて構築した予測モデルにより、検討施策別の公共交通転換効果を推計。

なお、長嶺方面では、方面全体にバスレーン導入を仮定した際の所要時間短縮効果や公共交通への転換効果、それに伴うボトルネック交差点（保田窪北交差点）での渋滞長短縮効果などを検証し、さらに地域拠点におけるP&R施策を加えた場合の効果についても検証。

第13条 バスレーンの段階的整備の検討

バスレーンの部分運用による区間毎の効果を検証し、段階的整備の在り方（優先順位）を検討する。区間毎のバスレーン検証にあたっては、バスレーン区間を複数区間（5区間を想定）に分けて、複数区間の組み合わせも含めて設定するものとして、過年度設定したP&R駐車場を前提として過年度構築の予測モデルを適用して行う。また、パターン毎の転換量から効果的な段階整備の在り方をまとめる。

第14条 C&Rやシェアサイクルによるバスアクセス強化の検討

各取組のバスアクセス強化による利用者増加量や転換量を予測する。

予測にあたっては、沿線住民へのアンケート調査を行い、C&Rやシェアサイクル導入時の利用意向や利用条件（駐輪場・ポートの設置位置、利用料金、着地側の手段等）を把握し、利用意向から利用者増加数や転換率を算出する。

尚、アンケートは、九品寺交差点断面を通過する交通の発着地分析に基づき対象範囲を設定し、WEB回答を想定する。

第15条 各施策の組み合わせ

第12～14条で検討した各施策を効果的に組み合わせることにより、効果の最大化を図る。必要であれば施策検討に立ち返って再検討を実施する。

第16条 社会実証実験の検討

各施策に対する社会的受容性を確認する為、またその結果を踏まえ施策の展開につなげる為、社会実験の実施を検討する。社会実験を実施する適切な区間や時期の選定、取組内容や期間等の設定を行うと共に、実験に対する周知方法についても検討を行う。

第17条 関係機関との協議資料作成

今後、熊本地域公共交通活性化協議会での議論を行う予定であり、その協議資料を作成するものとする。

第18条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成するものとする。

なお、整理した情報は図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。
また、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第19条 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、業務を実施しなければならない。
- (2) 成果品の所有権及びすべての著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めるものとする。その際、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。